

PwC Tax Insight (No.02/2020)

デジタルサービスタックス法案の状況

Issued Date: 24 January 2020

海外のデジタルサービスプロバイダーに対してVATの支払いを求める法案が、パブリックに意見を募るためにウェブサイトに掲載されました。

海外のデジタルサービスプロバイダーに対して、歳入局へVATの支払いを求める法案が、国家評議会において検討され、修正がなされました。歳入局は2020年1月14日から1月29日までの間、パブリックに意見を募るために本法案をウェブサイトに掲載しています。その後、本法案は必要に応じて改定され、通常の立法成立過程を経ることになります。

本法案の概要は以下をご参照ください。



本法案におけるVAT徴収のための主要な要件は以下のとおりです。

1. デジタルサービスは海外から提供される
2. サービスは電子的方法により提供され、タイ国内で使用される
3. サービスの受領者はVATの登録者ではない

本法案が施行されると、海外のデジタルサービスプロバイダーまたは電子プラットフォームの運営者は、タイの歳入局に対してVAT申告を行い、インプットVATの控除が無いまま、アウトプットVATを支払うことが求められます。

本法案には、以下の定義が含まれます。

「電子サービス」とは、インターネットやその他の電子ネットワークを介して提供されるサービスで、サービスが実質的に自動化されているため、情報技術を活用しなければサービスの実施ができないものをいう。

「電子プラットフォーム」とは、多くのサービス提供者が電子サービスを受益者に提供するために利用する市場、チャネルおよびその他のプロセスをいう。

本法案におけるPwCの見解

1. 「電子サービス」の定義から、「電子サービス」には、インターネットまたはその他電子ネットワークを介してダウンロード可能なソフトウェア、音楽、ゲームなどの供給が含まれると考えられます。歳入局は、細則規定の中で「電子サービス」についてのより詳しい情報や例を提供する事が望されます。
2. 上記3つのVAT徴収のための主要な要件を満たす場合、海外のデジタルサービスプロバイダーはVATを支払うことが求められます。しかし、本法案は売上高の閾値について言及をしていません。現行のVAT法では、年間売上高が180万バーツを超える者のみがVAT登録事業者として登録することが求められます。
3. 主要な要件の1つとして「サービスは電子的方法により提供され、タイ国内で使用される」とあります。しかし、本法案は、「タイ国内での使用」の定義について言及していません。サービス利用者の住所やIPアドレス、あるいはサービスが使用される場所によって「タイ国内での使用」とされるか明らかではありません。
4. 本法案はタイ非居住のサービス供給者が納税できるような変更を行っていません。現在、歳入局は電子送金による納税を認めていません。
5. サービス提供者がタイに事業拠点や資産を持っていない場合に、どのようにVAT徴収を執行するのかは明確にされていません。
6. サービス受領者がVAT非課税の事業とVAT課税の事業の両方を行っている場合、VATの二重支払い(海外デジタルサービスプロバイダーによるVAT納税及びサービス受領者によるリバースチャージに基づくVAT納税)が発生する可能性があります。

今後の細則の発表により、より多くのガイドラインが提供される事が期待されます。

現在、本法案はパブリックヒアリングの段階であり、歳入局は全ての関係者からの意見やコメントを募集しています。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt

Vanida Vasuwanichanchai

Tuttapong Kritiyutanont

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎

(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀

(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典

(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑

(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美

(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。